

「医療保険制度及び年金制度等に関する決議」について

平成30年2月23日開催「第204回組合会」で決議 ～全国市町村職員共済組合連合会理事長宛て同日要望書提出～

本組合では、地方公務員制度の根幹となる「医療保険制度及び年金制度等」が将来にわたり健全に維持・運営されるよう、去る2月23日に開催された「第204回組合会」において『医療保険制度及び年金制度等に関する決議』（下記参照）を全会一致で決議いたしました。

この決議は、同日、組合会議員を代表して、持田明彦理事(小川町)、松本貢一理事(新座市)、國分政義理事(さいたま市)、板山裕樹監事(草加市)、横溝光男議員(川越市)、白井正議員(吉川市)、川野道広議員(川口市)、半貫芳男議員(狭山市)及び堀部信和議員(久喜市)により、全国市町村職員共済組合連合会理事長宛てに提出し、関係機関への働きかけを強く要望いたしました。今後もより良い制度への改善に向けて、皆様の一層のご理解とご協力をよろしく願いたします。



医療保険制度及び年金制度等に関する決議

わが国における社会保障制度を取り巻く状況は、国民皆保険・皆年金制度の実現から半世紀以上が過ぎ、制度の成熟をみたが、少子高齢化の進行という構造的要因を背景に、今後、いかに次世代に引き渡せるようにするかが課題となっており、持続可能な社会保障制度の確立が求められている。

医療保険制度においては、平成27年に成立した「医療保険制度改革法」に基づき、後期高齢者支援金の負担を、より負担能力に応じた負担方法に改めることとされ、平成29年度には全面総報酬割が導入され、更には、介護納付金の負担方法が平成29年度より段階的に総報酬割が導入され、平成32年度には全面総報酬割が実施されるなど、このことは共済組合をはじめとした被用者保険全体の負担増となり、今後の健全な制度運営を維持することが懸念される。

また、平成37年(2025年)度に、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上に達するなど、超高齢化社会を目前に控え、単位共済組合においては、更なる高齢者医療制度への負担増が見込まれ、このような状況が続けば、医療保険事業を維持するためには、財源率を引き上げるなど、組合員に負担増を強いる状況になると危惧するが、負担は限界にきていると考える。

一方、年金制度については、被用者年金一元化により共済年金制度が厚生年金保険制度に統合され、ワンストップサービスなど、年金受給者の立場に立ったサービスの充実と、給付と負担の均衡を保ちながら、永年にわたり持続でき、信頼される年金制度の確立が求められることから、今後の動向を注視する必要があると考えている。

ついで、地方公務員共済制度の根幹である医療保険制度及び年金制度等が、将来にわたり健全に維持、運営され、組合員及び被扶養者の生活の安定と福祉の向上に資するため、下記事項について強く要望するものである。

記

1. 国への要望事項

- (1) 高齢者医療費の更なる増嵩が確実視される中で、高齢者医療制度への納付金、支援金の負担方法については、地方公共団体及び組合員の掛金・負担金に過度に依存することのないよう、国庫負担の拡充を図ること。
- (2) 高齢者医療制度への納付金、支援金は、各被用者保険における医療給付額等を勘案して上限を設けること。
- (3) 先進医療及び難病対策など生命にかかわる必要な医療は、国が積極的に補助を行うこと。
- (4) 雇用と年金の接続を重視し、65歳満額支給制度を引き続き維持すること。また、私たちの年金積立金の運用にあたっては、リスクの高い運用については極力避け、その透明性の確保に努めること。

2. 全国市町村職員共済組合連合会への要望事項

- (1) 共済制度が公務員制度の一環として、年金・医療・福祉を三位一体として合理的かつ民主的に運営されていることから、今後も持続的に堅持・運営できるよう関係機関へ働きかけを行うこと。
- (2) 長期給付に係る資金運用にあたっては、長期的な観点に立ち、安全で効率的な運用に努めること。
- (3) 組合員貸付金の貸付利率については、依然、市中金利より高い貸付利率となることから、更に利用しやすい貸付制度となるよう基準利率の改定、また、貸付金の財源に他の福祉経理の余裕金を含めるなどの見直しを図るよう関係機関へ働きかけを行うこと。

以上、決議する。
平成30年2月23日

埼玉県市町村職員共済組合
第204回組合会